

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷十第

行發日一月四年九正大

## 論 說

勞賃の經濟的及び道德的性質(一)……………法學博士 田島 錦治

酒の政府專賣と公益……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(三)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(六)……………法學士 本庄榮治郎

經濟學不進歩の原因に就きて……………法學士 石川 興二

所得稅均等負擔の理想と實現(二完)法學士 汐見 三郎

## 時事問題

現代方便生活と社會の問題……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

戰後の獨逸の勞働市場……………法學博士 山本美越乃

諸國行政統計書の梗概(一)……………法學博士 財部 靜治

手形交換所制度論(二)……………法學士 大森 研造

# 酒の政府專賣と公益

神戸 正雄

緒言 (一)本研究の目的 (二)説述の順序

第一段 本問題の前提

其一 公益の意義 (一)財政關係以外の公共的利益 (二)特に倫理及衛生上の利益

其二 公益の本問題に於ける重要 (一)一般政務に於ける公益の重要 (二)特に酒課税問題に於ける公益の重要

第二段 本問題

其一 酒の消費の方面より見たる本問題 (一)酒の消費量よりの觀察 (A)消費量の調節 (B)消費機會の制限 (二)酒の品質よりの觀察

其二 酒の原料の方面より見たる本問題 (一)日本米の節用 (二)常平倉の運用

結論 (全文の要旨)

## 緒言

私は今日、日本の實際財政策の一として、酒の政府專賣を薦むる者である。其理由、之が利害を今一々述ぶることは爲さないが、既に私の一般官業に關する意見に於て、<sup>1)</sup>略ぼ其の一般官業に共通なるだけに就いての事項は言ひ盡して居り、其に依れば大體、財政上には利害相半ばし、政

1) 拙著、租税研究、一頁以下、

治及生産政策上にては不利に傾き、社會政策上には有利といふのであつた。其れだけでは未だ酒專賣を肯定するには幾分不満足の嫌はあるが、其れにしても既に諸多の觀察點の中に就きて社會政策上の點が重きを成す今の時世に於ては、之を以てしても尙ほ酒專賣に大反對を爲すことだけは出来ない。然るに夫の前回及前々回の論文に於て私が論究した所に依ると、酒の課税につきては出來ない。依ることによりて、社會政策上并に公平課税上重大なる利益の擧げらるゝことの明かになつたに就きては、酒專賣の爲めに一層有利となつた。併し其等の論點は何れも酒のみに關したることではなく、又見様によりては左まで重大でないともいひ得る所で、其だけで以て酒專賣を主張するには物足らぬ感を免れない。然るに茲に此酒につきては公益上或重大なる觀點があつて其よりしては是非とも政府專賣を勧めしむることゝなり、其國民全體に對する重要な程度が、之に伴ふ若干の不利を優に忍ばしむるに足る所である。私は仍ち茲に此點を明かにしたいと考ふる。

本文説述の順序としては、先づ本問題の前提として、公益の意義及其の本問題に於ける重要を説き、然る後、本問題に入りて、酒其ものゝ消費の方面よりと、其原料たる米の方面よりとに分つて述べやうと思ふ。

## 第一段 本問題の前提

## 其一 公益の意義

(一) 茲に公益といふのは財政關係以外の國民全體に交渉ある利益といふことである。廣く公益といへば之に財政關係の利益も當然含まるゝが、便宜上からは其を除いた其以外の公共的利益とも解し得らるゝ。今此意味にて之を使用する。而して又斯かる公益は之を酒の場合につきて見れば、其に關聯する倫理衛生及經濟上の利益に外ならない。詳しくいへば酒の濫費が人々の健康を傷け其道義を破り、其經濟を苦しめ、引いては生産能率を減退せしめ、資本を減少せしめ、社會及家庭の平和を紊し、隨ふて啻に文化政策上好ましからざる結果を齎らすのみならず、生産及社會政策上にも有害なる結果を生ずる。其に加ふるに、日本の酒の原料たる米がまた食料問題上に重大なる意義を有し、酒隨て酒造用米の濫費といふことは、國民の健康にも將た其道義の上にも、隨ては又社會政策上にも大に不良なる影響を有つ。私は此等の觀點によりて本問題を扱はうと思ふ。

(二) 所で右の如く公益を以て、財政關係以外の公共的利益としたにはしたが、其中でも特に倫理及衛生上の利益が一層重大と考へらるゝ。其が引いて生産政策並に社會政策上にも更なる影響を與ふるが、其は兎に角とし倫理衛生上の利益其ものが其だけにて絶大なる價値を有つと認めらる。酒の消費の爲めに人の經濟を壓迫するといふ點の如きは、此は前者に比してはむしろ輕いものと見るべきである。其れ故に私は下に主として倫理衛生上の點より公益を見て本問題を説かう

を考ふる。

其二 公益の本問題に於ける重要

(一) 凡そ國家は公益を計るべき使命を有つ。公益上必要と認むるに於ては、私人の經濟に不利を加ふることを辭すべきでない(註一)。之と同時に彼は其政策の爲めに公益を無視すべからずして、むしろ公益の示す所に従て財政策を立つべきものである。動もすれば財政家は其課税につきても先づ以て財政収入關係を考ふる。が其は誤である。本來最良の政治家は最良の政治家でなければならぬ。彼は財政を以て單に一般國務、隨て公益の爲め的手段たることを考え、手段の爲めに目的を没却してはならぬ。財政収入を漁るの餘り、大切な國民の健全なる發達、隨て其倫理衛生上の利益を忽にしてはならぬ。之を忽にして居つては、如何に豊富なる財政収入ありとも其は無用である。勿論、一方には豊富なる収入を得て國民の倫理衛生上の利益を進捗するといふこともあるが、併し其前に是非とも此収入を擧るに就きて此利益を保護しなければならぬ。収入を擧るに當り既に此倫理衛生上の利益を傷けては、後になつて幾ら補修したとて最早本復は出來ない。初めよりして此大切なものに甚大の考慮を拂つて収入策を立つべきである(註二)。

(註一) ゲッツは曰く、吾人は公權力に權利及權力目的の外に、一般福祉保護目的の爲めに經濟及社會生活に干渉すべき權能を認むる<sup>2)</sup>

(註二) タツケターの如きは實際觀察の結果、凡へての國家獨占に就きて財政上の利益が常に結局、他の利益を壓するものである<sup>3)</sup>

2) Getz, Das Branntweinmonopol als Besteuerungsform. S. 22.

3) Taquet, Le monopole de l'alcool. p. 319.

といふて、右と反對の見解を取るも、私は飽くまで理論上私の説の正當を固持する。

(二) 酒の課税につきても均しく右の説を適用しなければならぬ。財政家は之につき公益の示す所に従つて私人の經濟を壓迫するも辭すべきでなく、又公益の指定する以上は財政利益を犠牲に供するも辭すべきでない。勿論財政利益を相當に進めつゝ、之と並行して公益特に夫の倫理衛生上の利益を進めることは出来る。何れにせよ飲酒は公益上抑制すべきものであり(註三)、此酒の課税につきては、酒の此特段なる性質に考えて特に此公益に重きを置きて考究しなければならぬ。即ち酒の課税に於ては倫理衛生上の觀點が其重點といふて良い(註四)。由來酒税は實際に於て財政収入の大なるものであり(註五)、而して之を政府專賣化することに依りて一層多く此目的を達することを得るの見込があり(註六)、特に此に於て租税時代よりも簡易なる手續によりて増收を計ることの出来る便もあり(註七)、旁々此專賣を以て主として財政収入の爲めに行ふものと見やうと思ふ傾があるけれども、此等は何れも捉はれたる見解であつて、矢張り飽く迄も原則通り公益、此場合に特に倫理衛生に重きを置きて之を考察すべきである。若も財政収入に重きを置くといふなれば、酒の如きものから取るべきではなく、所得税其他の如く倫理衛生關係の問題となることの少きものから取るべきである。又均しく酒より取るとしても單に収入だけの爲めならば普通の税の儘でも宜しく、態々專賣に依るには及ばない(註八)。

(註三) ケツツは飲酒によりて生ぜらるゝ國民健康、國民道義及國民經濟の損害が重要で、公權力に此弊害を抑制するの義務が生ずるといひコンラードも亦醫學及經驗が飲酒によりて利益よりも一層多く損害を生ずることを示したといふて居る。<sup>4)</sup>

(註四) パリューは火酒税は其税率の決定が、恐らくは負擔の公平なる分配よりも異りたる道義上の考に依り解せられ且つ指されたる稀なる例の一を示すといひ、バステープルは道義化の手段として租税を用ゆることは、今日にても酒精飲料税の示す如く重要な事項であるといふ。<sup>5)</sup>

(註五) フオツケは酒精飲料は到る處に凡べての消費税の出發及中心點を成すといひ、ホーテンハイマーは火酒は全く大なる租税収入を生ずるものと爲す。そしてバステープルは採用する形式は何であるにしても、酒類と煙草とは間接税の關するだけでは近き將來に重なる財源でなければならぬといひ、ホーリニューは消費税中、最厲むべきものは煙草税で、其次きが火酒税であるといふて居る。

(註六) リツパートは酒精獨占の凡べての形式に共通なのは、租税負擔の強き引上又は此税源の多收の向上の可能であること爲し、ヘツケルも火酒獨占は最容易に火酒税収入の望ましき増加を許すこと爲し、エーベルヒも火酒獨占の利益として、財政收入が大に増加せられ得ることを擧げて居る。其他ニツチは一般に政府獨占の選まるゝ重なる原因は、或場合には凡べて他の製造又は消費の税よりも一層大なる収入を保證することに在りき爲し、ホルグトも此財政獨占が事情に依りては消費税より生ずべき収益を増加するの時に有力なる方法であるといふて居る。<sup>6)</sup>

(註七) レウインは曰く、獨占採用前には各の租税引上は、立法的方法を採ることを要して困難に遭遇した。然るに獨占は此問題を頗る簡單とした。即ち大蔵大臣のみにて火酒の價を最高額まで勝手に引上ぐることを得た。<sup>8)</sup>

(註八) エラスは曰く、人が大なる収入を火酒消費税より得やうとするならば、必ずしも獨占を要しない。<sup>9)</sup>

## 第二段 本 問 題

4) Getz, a. a. O. S. 44. Courad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 72.  
 5) Parieu, Traité des impôts. 2 éd. II. p. 450. Bastable, Public finance 3 ed. p. 506-7.  
 6) Vocke, Fw. S. 68. Bodenheimer, Zur Frage einer eigenössigen Steuer auf Tabak und Branntwein: S. 58 Bastable, l. c. p. 540. Beauliau, Traité de la science des finances. 5 ed. I. p. 707.

## 其一・酒の消費の方面より見たる本問題

### (一) 酒の消費量よりの觀察

(A) 消費量の調節——酒の消費は利よりもむしろ害が多く、倫理衛生上より見れば全く無とするか、少くとも之を適度とするが良し。適度が困難とあれば無とするの外なく、恐らくは其處に最後の歸趨があらうが、併し其も亦た行ひ難きものがあり、特に財政上困まるこいふに就いては註九矢張り適度の消費を導くことに來らざるを得ない。而して其には二の方法がある。一は一人當り年最高消費量幾許と指定して、其者に一年中に全計其れだけ以上の賣却を禁ずること、他は別に此の如きものを定めずして、唯だ酒の價を大體高くし、特に高等品には非常に之を高くして、一般人をして自ら酒の消費を節せざるを得ざらしむることである(註一〇)。實際に於ては此二の中の何れかを選ぶの外ない(註一一)。そして其中では前者が消費を適度にするに最適切ではあるが、併し此は監督が面倒であるのみならず、財政收入に重大なる不利を生ずるといふことがある。で多分財政上の利益も相當に收められ、而かも消費量の取締も入らずして自然に其量の調節の行はるゝ第二の方法がむしろ多く行はるゝことゝならう。此は前者に比して倫理衛生上不満足の嫌があるが、夫の無制限自由よりは既に若干の制限があり、隨て倫理衛生上に貢献するの故に採用せられることになる。尤も其の孰れを探るかは精密にいへば時の國民の輿論又は其道義標準の高

- 7) Lippert, Das Alkoholmonopol. S. 68, Heckel, Lehrbuch. II. S. 85. Derselbe, Branntweinsteuern. (in Conrad' Hwb. 3 Aufl. III.) S. 211. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 362. Nitti, Principes de science des finances. p. 577. Borgh, Fw. S. 137.
- 8) Lewin, Das Branntweinmonopol in Russland. S. 175.
- 9) Eras, Das Branntweinmonopol. S. 15.

さに係ることである。併し其の孰れを探るを問はず、兎に角消費量調節の爲めには政府專賣である方が良い(註一三)。第一の方法を探る場合には、政府專賣の下に民業の下に於けるよりも分量制限が一層有功に行はるゝ。第一方法にても亦、第二方法にても、政府專賣となれば、民業の場合と異り時として財政收入上の利益を犠牲にしても倫理衛生上の目的を計り得る。第二の方法の下には第一の方法に比して財政收入の利益を重んずることになり易いが、其でも政府獨占の下に於ては之を抑えて公益を計ることが民業課税時代よりは一層容易である。而して普通の場合には政府專賣の下に民業の下に於けるよりも一層多く酒價を引上げることゝなつて、政府の收入を減少することなくして一層多く消費を節せしめ、夫の倫理衛生の目的をも達せしめる(註一三)此等の點より見て酒の如きものは政府專賣にして夫の目的を一層よく達するのが選むべきである。

(註九) ロッシーアーは、人は財政上無意義なる税の高き(收入を無とするが如き)を國家の道義上の義務と見做す程に、奢侈禁上の考を進むべきものでないといひ、パリーユーは道義上の考は實際よりはむしろ理論であるといふ所である。<sup>10)</sup>

(註一〇) コンラードは火酒の高き負擔を以て衛生上及社會上の考慮より大に希望すべきものと爲し、シエフラーは火酒に於て税率を上げることは飲酒抗争の手段の一として聽めらるべきといひ、ホフマンも此が生産に於ける高き課税に於て、火酒消費の制限が最手近にあるといひ、匿名政治家は、酒精飲料の課税は健康及一般福祉の爲めに、其過度享樂又は過大消費を減少し且つ之を適度なる制限内に保つ爲めの適當なる方便として現はるべきと爲し、ピールザックは火酒の消費は精神及肉體の上に不良なる影響をもつが故に、多くの方面より價格の引上によりて火酒消費の減少の齎らるべきことが希望すべきものといはれて居るが、此目的の爲めの適當なる方法が適當なる税の徴収であるといふて居る此等は移して專賣の下に於ける酒價引

10) Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. II. S. 43. Parieu, l. c. p. 451.

11) Conrad, a. a. O. S. 84. Schäffle, Steuern. B. T. S. 299. Hoffmann, Steuern. S. 269. Staatsmann a. D., Fw. S. 308. Biersack, Ueber Besteuerung. S. 177.

上につきていふことを得る。

(註一) 第三の方法としてメルナーの制限的獨占 (Monopol restriction) によりて、年々段々消費を減少に向はしむる方策もあるが、<sup>12)</sup> 此は理想を無消費に置き、獨占を以て今日の多消費より此無消費に移らしむるの過渡手段としやうといふのである。併し斯程までにすることが倫理衛生上必要なりやが疑はしきのみならず、此にては財政上の大不利もあるの故に之が採用が躊躇せらるゝ。敢て此をも本文の選擇の二に數える必要なき所であらう。

(註二) ニツテは一般に當該消費物の價格を高くし及此によりて其消費を減少することを以て獨占の長所と爲し、ヘツケルも獨占の租税形式が消費の制限に依りて社會政策上の考を結付くることを得と爲し、エーベルヒは火酒課税の利益として屢々擧げらるゝ社會政策上の考(酒の小賣と消費とを制限しやうといふ)が獨占に依りて最有力に達せらるゝを得と爲し、ツンプエンパンハも火酒獨占によりて飲料火酒の消費を價格決定に依り望まましき方法にて調節すべき大なる利益が達せらるゝと爲す。其他エラスは飲酒抗争は私營業に大なる干渉なくしては達せられないといふ。<sup>13)</sup> そして露國、瑞西の立法者も亦其火酒專賣を消費制限に基づけた如くである(ロツシアアは瑞西の火酒專賣は財政上の理由よりはむしろ道義警察上の理由より採用されたるが如しといひ、エーベルヒは露國にて獨占を採用したる主たる目的は酒精濫用の制限に在つたといひ、レウインも露國政府は文書上に現はれた所では其一八九三年の新法律の採用に於て社會政策上の動機即ち飲酒抗争を主としたといふ)然し此等のものが結果に於ては必ずしも十分には此目的を達しなかつた(即ちタツケーに依れば、露國及瑞西に採用されたる獨占は飲酒主義の上に別段の影響を有たなかつたといふことであり、レウインに依れば露國にては獨占採用後、急速に再び火酒消費が上ぼつて居る。隨つて此國に於ける獨占採用を以てむしろ純財政策と見なければならぬといふことである)<sup>14)</sup> (尤もタツケーの瑞西につきていふた所は誇張なやうであり、此にては獨占採用後、むしろ火酒消費の減少を見たといふ方が正しい。ニツチ、エーベルヒ參照)<sup>15)</sup>

(註三) リツパートは小賣及居酒屋獨占到於ける火酒專賣は、飲料火酒の價格の引上によりて、収入の減少なしに消費の制限に影響するの手係りを供すを爲し、パリーニは火酒税に就きてではあるが、之が引上が消費の衛生上及道義上の制限と公

- 12) Lippert, a. a. O. S. 75.  
13) Nitti, l. c. p. 585. Heckel, Lehrbuch. II. S. 85. Derselbe, Branntweinsteuer. S. 211. Eheberg, a. a. O. S. 362. Umpfenbach, Fw. S. 390. Eras, a. a. O. S. 15-6.  
14) Roscher, a. a. O. S. 43. Eheberg, a. a. O. S. 367. Lewin, a. a. O. S. II. 13-16. Taquet, l. c. p. 318.  
15) Nitti, l. c. p. 586. Eheberg, a. a. O. S. 366.

収入の増加を調和する目的を持つことを得るといふて居る。<sup>16)</sup>

B) 消費機會の制限——前記酒價の引上は人をして經濟上、消費を制限せざるを得ざらしむるものであるが、茲に又獨占の場合には消費機會を少からしむるやうの施設の行はれて、爲めに幾分か消費を少からしむるといふことがある。此方からは人が經濟上には消費するの力あるに拘らず、之を敢てせざることをするのである。即ち夫の課税主義の下には往々にして製産の場所が分散し、特に通例、販賣の場所が各所に設けられて人々が消費に誘はるゝこととなる所であるが(註一四)、政府獨占となると生産の場所は勿論、特に販賣所もが集中せられて少數となり、其に色々の取締もが伴つて自ら消費を少からしむることとなる(註一五)。此點に於ても確かに政府專賣の方が租税制に勝つて居る。

(註一四) 此事は課税主義の下にても特に小生産に對して恩典の與えらるゝ處に著しく現はるゝ。

(註一五) ニッチは當該工業を集中せしむること并に小工場を消滅せしむることを以て此獨占の利益を爲し、ヘツケルは獨占の租税形式が其小賣の制限を伴ふことに依りて社會政策上の考を待付くることを得と爲し、リッパートも亦た小賣及居酒屋獨占到於ける火酒獨占が多くの地方にて澤山の居酒屋を不要とするの利ありと爲し、レナウルトは瑞西の獨占が小經營の排除に依る飲酒の制限を以て一特徴とすと爲す。<sup>17)</sup>

## (二) 酒の品質よりの觀察

前記消費量の減少といふことは或度までは、民業時代にも行はうと思えば行ひ得る。併し品質の純良に至ては政府營の下でなければ到底十分に期せられない。民業に任かすと、動もすれば不良有害なる物を供給し、人々の衛生及道義を損することになる。之を十分に嚴重に取締することは難

16) Lippert, a. a. O. S. 68. Parieu, l. c. p. 450-451.

17) Nitti, l. c. p. 585. Heckel, Lehrbuch. II. S. 85. Derselbe, Branntweinsteuer. S. 211. Lippert, a. a. O. S. 68. Renauld, Finanzen und Branntweinbesteuerung des Deutschen Reichs. S. 73.

い。政府が専ら製造販賣するに至つて初めて此弊を免るゝことを得る(註一六)。勿論此場合にも窶かに不良の酒を作つて賣り又は自ら消費することなしとはいへないが、其を取締ることは比較的易い。又民業の場合に不良の物を製造して良品の如くに販賣し以て人々の衛生及道義を傷るものゝ多きに比すれば殆んどいふに足らない。

(註一六) ヘツケルは獨占の租稅形式が健康に有害なる火酒の販賣の防止に依りて社會政策上の考を結付くることを得と爲しホルゲトも鋭き競争の壓迫の下に、品物が不良なる性狀にて消費者に供せらるゝの危險は政府獨占の場合にはなかつたといひレウインも亦た此に考察に来る單一の問題は獨占に依りてフーセルなき火酒が消費に持來らるゝこと及之に依りて國民健康上の損害が本質的に減少しなければならぬといふことであるといひ、更らに進んで此火酒を純良にする方面に於てのみ獨占が疑もなく成功したといふ。其他アルグラーブも亦其火酒獨占案によりて實に此衛生上の目的を達せんとし、飲酒の有害なる結果を有功に抑制せんが爲めには、精溜強制の採用といふ唯一の方法あるのみと爲し(リツパート)、ニツチも諸國に於て火酒獨占によりて二の問題を解決せんとしたりと爲し、斯かる問題として國家に重要なる財源を供することゝ相並んで純良火酒の供給を擧ぐる所であり、更らにレナカルトに依れば瑞西の獨占もが飲料の出來るだけ純良につきての世話といふことを一特徴として居る。<sup>18)</sup>

## 其二 酒の原料の方面より見たる本問題

酒類特に日本の酒の原料が食料として重要なるの故にも酒が一の問題となる。酒其ものゝ消費が公益上の問題となるのみならず、原料たる米が他面人生に缺くべからざる食料となり得るの故に、其關係からも酒が問題となり、之を製造販賣を公營としたといふことにならなければならぬ(一特に日本人に取りての米は特別の意味があり、日本人の日本米に對する愛着は非常に強烈である。日本人に生活上満足及安心を與ふるが爲には何よりも先づ此米、而かも日本米の供給を十分

18) Heckel, Lehrbuch. II. S. 85. Derselbe, Branntweinsteuer. S. 211. Forght, a. a. O. S. 137. Lewin, a. a. O. S. 171. 198. Lippert, a. a. O. S. 1. Nitti, l. c. p. 585. Renauld, a. a. O. S. 73.

にすることを注意しなければならぬ。此の日本人の日本米に對する愛着を取去り又は輕減することは絶對不能でないにせよ、一朝一夕には出來ない。而かも此日本米の供給が近年實驗したる如く動もすれば不足を示す事情あるに於て、何としても他方酒造用の其を適宜節約するの途を講じなければならぬ。或は日本人に取りての日本酒に對する愛着もが非常に強烈也ともいひ得るが其にしても所詮、酒は一般的にいふて生活必需品とはいへないから、其消費は生活必需品としての食料米の消費に譲らなければならぬ。餓死する者を傍觀して飲酒を爲すが如きは實に許すべからざる罪惡である。或は米食者に取りての米、特に日本米もが贅澤である、日本米でなくとも外國米、外國米でなくとも麥豆芋などからでも食料は得らるゝともいひ得るが、其にしても日本米に對する先取權は飲料用よりは食料用の方になければならぬ。其れで此兩種の需要の關係を適當にする爲めには、政府に於て之が管理を行ふことを要することになる。其處で出來るならば凡べの米につきて政府管理を爲すのが此目的を完全に達することになるが、其實行には色々の故障困難があつて、容易に着手し難いとして少くとも酒造用の分だけなりとも管理するならば、夫の調節が可なり良く行ひ得る。其には政府が酒の製造販賣につき獨占制度を取れば良ひ。斯くなれば政府に於て日本米の需要供給を考察して、其に基づきて年々酒造の爲めに用ゆべき米の分量、并に其中日本米と外國米との割當を決定することが自在に出來る。(二)特に又他面に於て政府が米價調節并に米量調節の爲めに常平倉を作るとするならば、其運用上にも酒の專賣を行ふことを便

とする。他方よりいへば又酒の專賣もが此常平倉を利用し得る。即ち米の生産が豊かであつた時には切角うんと此倉庫に買込んで置いて、其一部は之が不足の時に應ずること勿論であるが、尙ほ他部は酒造用にも向ける。併し食料用としての米の不足の場合には其程度如何によりては、酒造用に豫定し貯藏したる分も早速之を食料用の爲めに賣出して、人民の生活問題を解決すること爲すべきである。孰れにせよ酒の專賣は食用米の調節にも貢獻する所である。

## 結 論

以上要之、酒の專賣といふことには利害複雑で容易に決定を與え難い所ではあるが、本問題には、公益上の觀察點が非常に重大であつて、其からいふと、酒其ものゝ消費量から見ても品質から見ても將た其原料たる米の問題から考へても、政府專賣を得策とすることになる。酒の專賣が到る處に大勢であるといふ(註一七)ことは言ひ過ぎであるにせよ、兎も角既に多々先例もある(註一八)ことであり、日本でも今日の情勢を冷靜に考へると當さに之が採用を爲すを得策とする。終に臨んで私は酒の專賣が酒弊に對抗する有力なる一武器たるこ(註一九)を高唱する者である。

(註一七) ニツチは到る處に酒精につき獨占の方向に向ふの傾向を示すといふ。<sup>19)</sup>

(註一八) 佛國に於て夙に一八八〇年アルグラアが此提案を出し、瑞西には一八八六年來、露國には一八九四年來(此國で

は此前にも既に十七世紀に并に十九世紀の初めに行はれたことがある)火酒獨占が行はる。尙ほセルビアにもあり。<sup>20)</sup>  
(註一九) リツパートも亦曰ふ、獨占は飲酒對抗戰爭の爲めの一の重要な武器である。<sup>21)</sup>

19) Nitti, l. c. p. 564.

20) Lippert, a. a. O. S. 1. Nitti, l. c. p. 586. Eneberg, a. a. O. S. 366, 367.  
Lewin, a. a. O. S. 4-5.

21) Lippert, a. a. O. S. 75.